

流山市寡婦（夫）控除のみなし適用申告書

(宛先) 流山市長

(申告者) 住所

氏名

電話番号

個人番号

子の名前 (生年月日)

(年 月 日生)

保育所名

子の名前 (生年月日)

(年 月 日生)

保育所名

私は、現在利用中の保育所等の利用に係る保育料の額の計算において、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申告します。

私は、所得を計算する対象となる12月31日現在及び申告日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。(該当番号を○で囲んでください。)

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有する者
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である者
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、前年の合計所得金額が500万円以下である者
- 4 2又は3に該当し、前年の合計所得金額が125万円を超えない者

※ 上記の「子」に当たるのは、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に
限ります。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、流山市が要件確認を行うために必要な範囲で申告者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得することに同意します。

令和 年 月 日 氏名

㊞

【添付書類】

- ・申告者及び子の戸籍全部事項証明書（申告日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・申告者及び子の課税証明書及び所得証明書（合計所得金額と所得控除の内訳がわかるもの）
 - ・申告者の通知カードの写し（両面）、マイナンバーカードの写し（両面）又は個人番号の記載された住民票（申告日から3か月以内に発行されたもの）※既に保育課で番号確認がお済みの場合は不要です。
- ※ この他に必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

【注意事項】

- ・みなし適用が実施されても、結果として保育料が変わらない場合がございます。
- ・偽りその他不正の行為によって寡婦（夫）控除のみなし適用を受けた場合は、当該寡婦（夫）控除のみなし適用によらずに計算した保育料の金額を徴収いたします。